

第11回 議会活性化特別委員会要旨

平成27年4月24日
第4委員会室

1. 協議・報告事項

(1) 議会基本条例の評価について

- ・他市からの視察がふえた。インターネット配信も始めた。基本条例を制定したことで良くなっている。
- ・評価とは、今まで出来ていなかったことが出来るようになったかどうか。どう実行したか。3条3号の「わかりやすい議会運営」が果たして出来ていたか。
- ・議会ホームページの活性化のページが更新がされていない。チェック機能を。
- ・政務活動費明細表の公表など、基本条例制定後に実施されるものもある。
- ・二元代表制の実現、議員会の自由討議、議論する議会と政策の重要性について今後前進させなければならない。
- ・13条（自由討議）全協や委員会での実施を今後検討。
- ・10条（反問権）議長・委員長の対応や発言時間の規定がない。
- ・反問権について作成時、反問されても問題ない質問をすればいい。議員の資質の向上を図るために敢えて制約をはずした経緯がある。
- ・条例変更をするのではなく、運営規程等をつくれればいい。
- ・15期で作った方々の思いと、16期の実施する側との差を感じた。

【藤新会】今後も、この活性化特別委員会が基本条例の評価をし更なる改革を実施。SNSの活用など活性化委員会が提起していくべき。

【公明党】この委員会が続けて議会を監視・評価するべき。

【市民ク】自由討議などこの委員会で推進していくべき。

【共産党】基本条例を策定する際に若干の弱点もあったが、あわてずに作った。タウンミーティングなどの広報広聴は基本条例より先行して実施したし、事業評価によるサイクルも強化してきた。

【60社中】この委員会は継続するべき。

※全会一致で活性化委員会は継続させたい。

※今後の他市からの視察対応も活性化委員会が主体で議員が対応する。

(2) その他

2. その他